

○経済産業省令第 号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 赤澤 亮正

広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令

広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（広域系統整備交付金の交付）</p> <p>第九条 法第二十八条の四十第一項第五号の二の規定による交付金の交付は、当該交付金の交付を受</p>	<p>（広域系統整備交付金の交付）</p> <p>第九条 推進機関は、第十六条第三項第二号に掲げる実施主体から、法第二十八条の四十八第二項第</p>

けようとする第十六条第三項第二号に掲げる実施
主体からの請求により行うものとする。

2 前項の交付金（以下この条において「広域系統

整備交付金」という。）の額は、翌年度に生ずる
法第二十八条の四十八第二項第一号の電気工作物
の整備又は更新に要する費用であつて前項の実施
主体が負担するものうち、経済産業大臣が定め
るものの額及び広域系統整備交付金の財源に充て
るべき額として経済産業大臣が定めるところによ
り配分した額を基礎として、経済産業大臣が定め
る算定方法により、定めるものとする。

一号の電気工作物の整備又は更新に要する費用の
額の届出があつた日の属する年度以降において、
毎年度、様式第八の広域系統整備交付金交付届出
書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 推進機関は、前項の規定により経済産業大臣に

提出した額を基に、経済産業大臣が定める算定方
法に従い、法第二十八条の四十第一項第五号の二
に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」
という。）の額を算定しなければならない。

3| 推進機関は、前項の規定により広域系統整備交付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

4| 推進機関は、第二項の規定により広域系統整備交付金の額を定めたときは、当該広域系統整備交付金の交付の請求をした者に対し、その金額を通知しなければならない。

5| 広域系統整備交付金の交付の期間は、第一項の請求の日又は広域系統整備交付金の交付の対象となる電気工作物の使用を開始した日のいずれか遅い日の属する年度から当該電気工作物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和

（新設）

（新設）

3| 推進機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる電気工作物の使用を開始した日の属する年度から当該電気工作物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一又は別表第二に掲げる耐用年

四十年大蔵省令第十五号) 別表第一又は別表第二に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの期間とする。

(資金の貸付け)

第九条の二 法第二十八条の四十第一項第五号の三の規定による資金の貸付けは、当該資金の貸付けを受けようとする法第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者(以下単に「認定整備等事業者」という。)からの請求により行うものとする。

2 法第二十八条の四十第一項第五号の三の規定により貸し付ける資金(次項において「貸付金」という。)の額は、法第二十八条の五十第二項に規

数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、広域系統整備交付金を交付しなければならぬ。

(新設)

定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備
又は更新に必要な資金の額として、当該資金の貸
付けを受けようとする認定整備等事業者から報告
を受けた額及び貸付金の財源に充てるべき額とし
て経済産業大臣が定める方法により配分した額を
基礎として、前項の請求に応じて定めるものとし
る。

3 推進機関は、法第二十八条の四十第一項第五号
の三の規定による資金の貸付けをしようとする
ときは、あらかじめ、当該貸付けをする貸付金の額
及び利子、償還期間その他の貸付けの条件につい
て、経済産業大臣に協議し、その同意を得なけれ
ばならない。

(広域系統整備計画の評価)

第十七条の二 推進機関は、電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新の円滑かつ経済的な実施を確保するため、広域系統整備計画の策定期並びに当該計画に係る整備及び更新の進捗状況を勘案して適切な時期に、広域系統整備計画の内容について、法第二十八条の四十八第四項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を経済産業大臣に報告しなければならぬ。

2 推進機関は、前項の評価の結果を踏まえ、必要

(新設)

がある」と認めるときは、法第二十八条の四十八第三項の規定により広域系統整備計画の変更の届出を行うものとする。

様式第八を次のように改める。

様式第八 削除

附 則

この省令は、公布の日から施行する。